

国家公務員退職手当法施行令第四条の二の規定による 退職の理由の記録に関する省令について（概要）

1 制定理由

国家公務員退職手当法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 158 号）の一部の施行に伴い、国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「退手法施行令」という。）第 4 条の 2 で定める退職の理由の記録について定めるとともに、退職勧奨の記録に関する省令（昭和 60 年総理府令第 11 号）を廃止する。

2 改正内容

- （1） 退手法施行令第 3 条各号に掲げる者（任期を終えて退職した者を除く。）について、その退職理由を記録する様式及びその記録における記載事項を定めるとともに、作成時期及び保管について定める。
- （2） 退職勧奨の記録に関する省令を廃止する。

3 施行期日

施行期日は平成 25 年 11 月 1 日とする。